

## 3月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年3月27日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 市役所 5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 増田利司 小澤昇 川窪澄人 米窪初雄 竹原均 小澤治人 西村規男  
塩原正 三村明一 小澤邦夫 手塚敏夫 米久保茂 河野秀夫 小原祐司  
塚原一郎 小澤博子 伊藤正彦 大塚清司 伊藤正光 塩原令子  
酒井芳文 赤堀次男 北沢健司 永井猛敬 小林恵 平林金一郎  
山崎憲一 上條幸栄 橋戸勝 神戸稔 神戸博
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 伊藤代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号2番の伊藤正光委員と3番の小原祐司委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>	全1件	承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全1件	<u>洗馬地区</u>	全5件	承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	全4件	<u>北小野地区</u>	全2件	承認

- ・事務局説明(農地法第18条6項の規定による通知について)

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。

- ・伊藤委員 松本市島立〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積471㎡、外5筆合計面積3,054㎡を洗馬〇〇〇番地2にある(株)〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作につきましては〇〇〇氏が耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を洗馬地区でお願いします。

- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積2,344㎡を松本市大字今井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで、契約を中間管理事業へ

切り替えるという申請がありました。後作は、引き続き〇〇〇さんとなります。  
地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積1,687㎡を松本市大字今井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで契約を中間管理事業へ切り替えるという申請がありました。後作は、引き続き〇〇〇さんとなります。  
地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。
- ・西村委員 広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番1の畑、面積805㎡外1筆合計面積1,796㎡を広丘堅石〇〇〇番地1にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。  
総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を北小野地区でお願いします。
- ・神戸博委員 北小野〇〇〇番地27にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の田、面積2,525㎡外3筆合計面積9,448㎡を北小野〇〇〇番地1にある〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇氏へ売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 宗賀〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、面積457㎡を宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇に賃借予

定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、面積483㎡外3筆合計面積2,598㎡を宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇に賃借予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて8番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、面積945㎡を宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて9番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番4の畑、面積1,845㎡を片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇氏に賃借予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。10番を洗馬地区でお願いします。
- ・赤堀委員 洗馬〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積2,184㎡を洗馬〇〇〇番地にある(有)〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇氏に賃借予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。11番を洗馬地区でお願いします。
- ・北沢委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積1,969㎡を洗馬〇〇〇番地にある(有)〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、予定があります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。12番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番4の畑、面積2,436の内2,386㎡外1筆合計面積3,130㎡を山梨県甲州市勝沼町下岩崎〇〇〇番地1にある〇〇〇(株)さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。13番を宗賀地区でお願いします。
- ・神戸博委員 伊那市西箕輪〇〇〇番地7にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の田、面積2,476㎡を広丘吉田〇〇〇番地2にある(有)〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、未定です委員でフォローして参ります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。14番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積483㎡外7筆合計面積3542㎡を片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、設定内容を変更し引き続き〇〇〇氏が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。15番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字笹賀〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積1524㎡を松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇氏へ売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域整備計画の変更申請について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区

- ・事務局説明 (塩尻市農業振興地域整備計画の変更申請について)
- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤治人委員 大門五番町〇〇〇番3号にお住まいの〇〇〇さんが所有する堀ノ内字中島〇〇番の畑、1,037㎡の内47㎡を農業用倉庫として農振の軽微変更をするものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用倉庫であるため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・西村委員 この案件は追認申請です。広丘堅石〇〇〇番地11にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘堅石〇〇〇番59の畑、116㎡を住宅用地とするため農振の除外をするものです。昭和60年代に〇〇〇さんが〇〇〇さんから土地を買取り、農地法の正規な手続きをしないまま、住宅を建築してしまったものです。現在も住宅として使用している部分は、撤去は困難と思われませんが、一部西側の〇〇〇番87にあるカーポートについては、撤去して農地へ復旧する予定です。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満た

します。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全0件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全4件 承認
宗賀・檜川地区	全0件 承認	北小野地区	全1件 承認

- ・事務局説明 (農地法第3条の規定による許可申請について)
- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・神戸博委員 北小野〇〇〇番地27にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番の田、2525㎡外3筆、合計面積9,448㎡を、北小野〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんに経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番6の畑、面積174㎡を片丘〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・赤堀委員 広丘野村〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積302㎡を洗馬〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・赤堀委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積1,203㎡外1筆合計面積1,933㎡を洗馬〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・西村委員 飯山市大字寿〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇番4の畑、面積495㎡を広丘郷原〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積413㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字笹賀〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積1524㎡を松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全 1 件 承認	片丘地区	全 2 件 承認
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

・事務局説明（農地法第4条・5条の規定による許可申請について）

・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。

・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番8畑、面積172㎡、外1筆合計面積259㎡を片丘〇〇〇番地2にお住いの〇〇〇さんに所有権を移転し、住宅用地として農地転用するものです。この案件は、追認申請です。

平成10年に〇〇〇さんが宅地を購入し翌年に住宅を新築した際、農地へ一部はみ出して建築してしまったもので、農地転用の正規の手続きをしないまま住宅・駐車場用地として転用をしてしまったものです。令和元年11月の相続の際、測量をして発覚したものです。現在も、住宅・駐車場用地として使用しているため、農地への復旧は困難であると思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。

地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員（「異議なし」の声）

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員（全員挙手）

・塩原議長 本件は承認されました。同じく2番を片丘地区でお願いします。

・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番9畑、面積19㎡を片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇常会 常会長〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この案件は、追認申請です。

昭和50年代に、〇〇〇常会がこの土地を借り受け、公民館を建築しました。この土地は、隣接地との高低差が大きいこともあり、建築にあたり地盤強化をするためコンクリート工事を行いました。その結果、建物及びコンクリートの一部が、隣接農地の〇〇〇さんの畑にはみ出してしまったものです。その部分については、常会が借りることとして賃貸料として年間2500円を常会より〇〇〇さんへお支払いすることで両者が合意し、そのまま40年以上経過して、現在に至っています。現在も農地のままで、違法状態が続いていることから今回それを解消するため、農地転用するものです。この農地は、市街化調整区域です。

農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員（「異議なし」の声）

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 塩尻町〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町字永井坂〇〇〇番2の畑、外1筆、合計面積509㎡を、塩尻町〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんと使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区	全3件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全4件 承認	洗馬地区	全9件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	全0件 承認

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 18件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による届け出について

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 4条届出(農業用施設) 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届け出について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	
------	--------	------	--

<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地利用集積計画について

<u>塩尻地区 全15件 承認</u>	<u>片丘地区 全15件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全23件 承認</u>	<u>洗馬地区 全27件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区 全8件 承認</u>	<u>北小野地区 全12件 承認</u>

(三村委員、西村委員、小澤邦夫委員、北澤委員 退室)

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・小澤委員 塩尻地区新規面積 21,787 m<sup>2</sup>筆数 22 筆、再設定面積 9,999 m<sup>2</sup>筆数 11。合計面積 31,786 m<sup>2</sup> 33 筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・米久保委員 片丘地区新規面積 11,541 m<sup>2</sup>筆数 8、再設定面積 39,705 m<sup>2</sup>筆数 22 筆。合計面積 51,246 m<sup>2</sup>筆数 30、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・手塚委員 広丘地区新規面積筆数 20,727 m<sup>2</sup>の 11 筆、再設定面積・筆数 41,360.92 m<sup>2</sup> 28 筆。合計面積筆数 62,087.92 m<sup>2</sup>の 39 筆すべて可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・伊藤委員 洗馬地区新規面積 35,053 m<sup>2</sup>筆数 35、再設定面積 27,559 m<sup>2</sup>筆数 13 です、合計面積筆数 83,612 m<sup>2</sup>筆数 48 です、すべて可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区新規面積 10,076 m<sup>2</sup>筆数 9、再設定面積 5,007 m<sup>2</sup>筆数 5、合計面積 15,083 m<sup>2</sup>筆数 14 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・神戸委員 北小野地区新規面積 8,765 m<sup>2</sup>筆数 10、再設定面積 10,861 m<sup>2</sup>筆数 7 です、合計面積筆数 19,626 m<sup>2</sup> 17 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 新規面積総合計 128,949 m<sup>2</sup>筆数 95、再設定面積 134,491.92 m<sup>2</sup>筆数 86。総合計 263,440.92 m<sup>2</sup>筆数 181 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局から願います。
- ・事務局原 (8件10筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。  
(三村委員、西村委員、小澤邦夫委員、北澤委員 入室)
  
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

①松本農業改良普及センター (北澤氏)

②令和2年度機械標準作業料金及び農作業標準労賃について (中澤氏説明)

③その他

(5) 閉 会 塩原会長

午後4時12分終了